

◎新潟県告示第146号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県長岡市喜多町1078番地1
三島谷興産株式会社
代表取締役 渡辺 純
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県長岡市大積三島谷町字石原坂1247番外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、動物の死体、動物系固形不要物（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（水銀回収義務のないものに限る。）を含む。）、感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日
令和2年12月4日
- 6 縦覧場所
新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部
- 7 縦覧期間
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号940-0857

長岡市沖田2丁目173番地2

長岡地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課